

軽減

＊倒産・解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職された方は国保税が軽減されます＊

平成 21 年 3 月 31 日以降に会社の倒産・解雇などにより離職された方で、雇用保険の受給資格がある方が国保に加入された場合は、国保税が軽減されます。

■対象となる方

次の①から③のすべてに該当する方。

- ①雇用保険受給資格者証の「離職理由」が解雇・雇い止めなどの理由に該当していること
- ②平成 21 年 3 月 31 日以降の失業であること
- ③失業時点で 65 歳未満であること

■軽減額

国保税は、前年の所得などにより算定されます。軽減額は、前年の給与所得を 30/100 とみなして計算します。

■軽減期間

離職日の翌日～翌年度末

- ①平成 21 年 3 月 31 日から平成 22 年 3 月 30 日までに離職された方・・・平成 22 年度の国保税を軽減。
- ②平成 22 年 3 月 31 日から平成 23 年 3 月 30 日までに離職された方・・・平成 22、23 年度の国保税を軽減。
- ③平成 23 年 3 月 31 日から平成 24 年 3 月 30 日までに離職された方・・・平成 23、24 年度の国保税を軽減。

問 国保・医療課 ☎ 82 - 6690
 税務課 ☎ 82 - 1001（代表）

便利

＊便利な口座振替、コンビニ納付をご利用ください＊

コンビニエンスストア（コンビニ）で納付ができます！

お仕事などの都合で、金融機関や市役所に行くのが難しい場合に、コンビニでいつでも納付できます。
 ※コンビニで納付可能な納付書は、読取り用バーコードの印字があり、コンビニ利用期限内の納付書で、金額が 30 万円を超えないものです。

納付書を 1 年分まとめて送付しています

今月送付した各納期別の納付書は、1 年分をまとめたものです。大切に保管し、納める納期の順番を間違えないように注意してください。

国保税が年金から徴収されます

65 ～ 74 歳までの世帯主の方で、次の①～④のすべてに当てはまる方は、特別徴収（年金からの引落とし）となりますが、申請により口座振替に変更することができます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者となっていること
- ②世帯内の国民健康保険の方全員が 65 歳以上 75 歳未満であること
- ③特別徴収の対象となる年金額が 18 万円以上であり、国民健康保険税と世帯主の介護保険料と合わせて、年金額の 1/2 を超えないこと
- ④世帯主が 75 歳到達年度でないこと

上記以外の方は、従来と同様の納付方法（口座振替または直接納付）となります。

＊国民健康保険税の決まり方＊

- ① 1 年間にどの程度医療費が必要かという「総医療費」などの見通しを立てます。

今年の「総医療費」は…？！



- ② 「総医療費」から国や市の負担分などを差し引いた金額が、「保険税の総額」となります。

- ③ 保険税の総額を、医療給付費分・後期高齢者等支援金分・介護納付金分の項目ごとに、所得割・資産割・均等割・平等割に割り振ります。

- ④ 世帯の保険税額が決定します。

＊平成 24 年度の税率＊

項 目	課税の基礎	税 率		
		医 療 給 付 費 分	後 期 高 齢 者 等 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分
所得割	所得に応じて計算 〔前年の総所得金額等－基礎控除（33 万円）〕×税率	7.00%	1.65%	2.30%
資産割	資産に応じて計算 固定資産税額（償却資産除く）×税率	17.00%	4.00%	4.50%
均等割	加入者数に応じて計算 加入者数×税額	25,200 円	6,000 円	9,600 円
平等割	1 世帯あたり	19,900 円	4,700 円	5,300 円
課 税 限 度 額		510,000 円	140,000 円	120,000 円

所得が一定基準以下の場合、国保税が減額されます
 前年度の合計所得金額が一定基準以下の場合、平等割額と均等割額が減額（7割、5割、2割）されます。
 ※所得申告されていない場合は、減額されません。

納税義務者は「世帯主」です
 被保険者一人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯まとめて世帯主が納めます。世帯主が国保に加入していなくても、家族に 1 人でも国保加入者がいれば、納税通知は世帯主に送られます。

月割課税
 年度（4 月～翌年 3 月）途中で国保に加入・喪失された方は、月割計算の課税となります。

国民健康保険（国保）は、みなさんがお金（国保税）を出し合い、病気やけがをしたときの医療費の負担を軽くしようという助け合いの制度です。
 加入者の高齢化や医療技術の高度化により、医療費が毎年増加し、市の国保財政は厳しい状態です。国保財政の健全化のために、保険税収納率の向上、健康づくり事業などに取り組んでいます。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

● 国保財政の健全化のためにできること

- ①日頃から健康の維持・増進をこころがけ、年に一度は健診を受けましょう！
- ②上手に医療を受けましょう
 「休日や夜間の受診」を見直しましょう
 「かかりつけ医」をもちましょう
 「多受診」はやめましょう

国民健康保険税は必ず納めましょう！

必要ときに 必要なひとが 必要な医療を受けられるように

問税務課 ☎ 82 - 1001（代表）

